

## 4. 卒業研究等補助事業実施要項

- (1) 目的 各学生の卒業研究等に関わる経費を補助し、経済的負担を軽減し研究に専念できる条件整備を行う。
- (2) 対象学生 4年生（ただし、学生後援会及び同窓会会員）
- (3) 対象とする研究等
- ① 指導教員の承認を受けた卒業研究
  - ② 同上 卒業制作
  - ③ 同上 卒業演奏
- (4) 補助方法
- ①補助を希望する学生は10月中の各水曜日午後15時に別添申請様式（4-1）により、指導教員の承認を受けた上で学生後援会事務局に申請する。
  - ②各学生の申請額は5000円以上30000円以下とする。
  - ③各申請者への補助額は、下記のとおりとする。  
$$\text{補助額} = \frac{\text{各申請額} \times (\text{予算額} \div \text{申請者全員の申請額合計})}{1}$$
  
※ただし補助額の上限は3万円とする。1000円以下は切捨。
  - ④各申請者への補助決定通知は行わない。補助申請を受理した時点で補助金支給を決定したものとす。また、支給額の決定通知は補助金の支給を以って代える。
  - ⑤各申請者への補助金の支給は12月中の各水曜日午後15時に、学生後援会事務局で申請者本人に現金で行う。事前にホームページ等で連絡する。
  - ⑥実績報告は、卒業研究の完了を以って代える。卒業延期で卒業研究の完了を留保している場合も同様とする。完了しない場合は補助金を返還する。
- (5) 予算額
- 180万円
- (6) 財源 三重大学教育学部学生後援会一般会計より支出する。  
なお、同予算は総会において承認を受けるものとする。
- (7) その他
- 本会は当該研究への補助を行うのみであり、当該研究中に起こった事故等について一切の責任を負わない。